



令和8年度三戸町シニアおでかけ応援！タクシー利用助成事業

シニアおでかけ応援！タクシーチケット

高齢者の通院や買い物、生きがい活動への参加等、安心して外出できるように日常生活の支援と社会参加の促進を図り、皆さまの健康と長寿を応援します。

対象となる方

町内在住の**65歳以上**（来年3月末時点の年齢）で次に該当する方（生活保護受給者を除きます）

1. 自動車を運転しない方
2. 病院または社会福祉施設等に入院もしくは入所していない方

※ 社会福祉施設等とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、有料老人ホーム等を言います。

助成内容

1回の乗車につき1枚使えるタクシーチケットを交付します。

700円分×月数（年間最大12枚、8,400円相当分）

※6月末までに申請された方は12枚交付します。

※申請月から有効期限（3月末）までの月数分をまとめて交付します。



助成内容

65歳以上の方に申請書等の書類を郵送します。

申請書等に必要事項を記入の上、返信用封筒に入れて投函するか、役場健康長寿課もしくは斗川支所・猿辺支所にお持ちください。

<申請期限>

令和8年

12月28日まで

申請書はこちらの
QRコード先から
ダウンロード！



注意事項

※よくお読みください！

- ・タクシーの利用は、町内のタクシー事業者に限ります。
- ・タクシー券の使用は、**対象者本人が乗車する場合には限り**ます（同乗可）。
- ・**1乗車につき1枚使用**できます。対象者が複数人乗車した場合でも使用できるのは1枚です（おつりは出ません）。
- ・誓約内容に疑義が生じた場合や不正利用が発覚した場合は、利用金額と未利用券を返還していただきます。
- ・シニアおでかけ応援！タクシー券は、デマンドタクシーには利用できません。
- ・他のタクシー券との併用はできません。
- ・タクシー券の使用期限は翌年3月31日までです。

運転免許証を自主返納された方には



『**運転免許証自主返納者支援タクシー券（1枚700円）**』を**12枚追加**で交付します（1回限り）。交付日から1年間有効です。

<注意> これまでに運転免許証自主返納者支援タクシー料金助成券の交付を受けた方を除きます。

<お問合せ> 三戸町役場健康長寿課 電話：**20-1153**